

川越市通所型サービス・活動 C 事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

川越市 福祉部 地域包括ケア推進課

1. 委託業務の目的

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）では、介護予防は、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけに偏ることなく、介護予防によって得られた活動的な状態を維持するための活動や、社会参加を促す取り組みを行うべきとされている。

川越市では、総合事業への移行に伴い、通所型サービス・活動（予防通所相当）に加え、多様なサービスの一つである通所型短期集中予防サービス・活動（厚生労働省告示第196号「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」で規定されている通所型サービス・活動C）を実施している。

本公募は、本サービスについて、上記の介護予防の考え方を踏まえつつ地域性を考慮した有効的かつ効率的なサービスにするために実施するものであり、その要件を本要領において定め、市内事業者でいかに自社の特性を活かして実施が可能か、広く企画提案を求めるものである。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名称

川越市通所型サービス・活動C事業

※なお、川越市では事業名を「ときも健幸チャレンジ」とする。

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（事業実施期間は、令和7年7月1日～令和8年3月31日）

* 契約が誠実に履行され、かつ、業務実績が良好な場合であって、さらに、高い水準での専門性及び事業の特殊性による継続支援の必要性が認められた場合は、第9期川越市介護保険事業計画を基に原契約を含め、計画期間中（令和7年度～令和8年度）継続して単年度契約を締結することができるものとします。なお、契約の決定は、本委託に関わる当該年度予算の議決を要件とします。

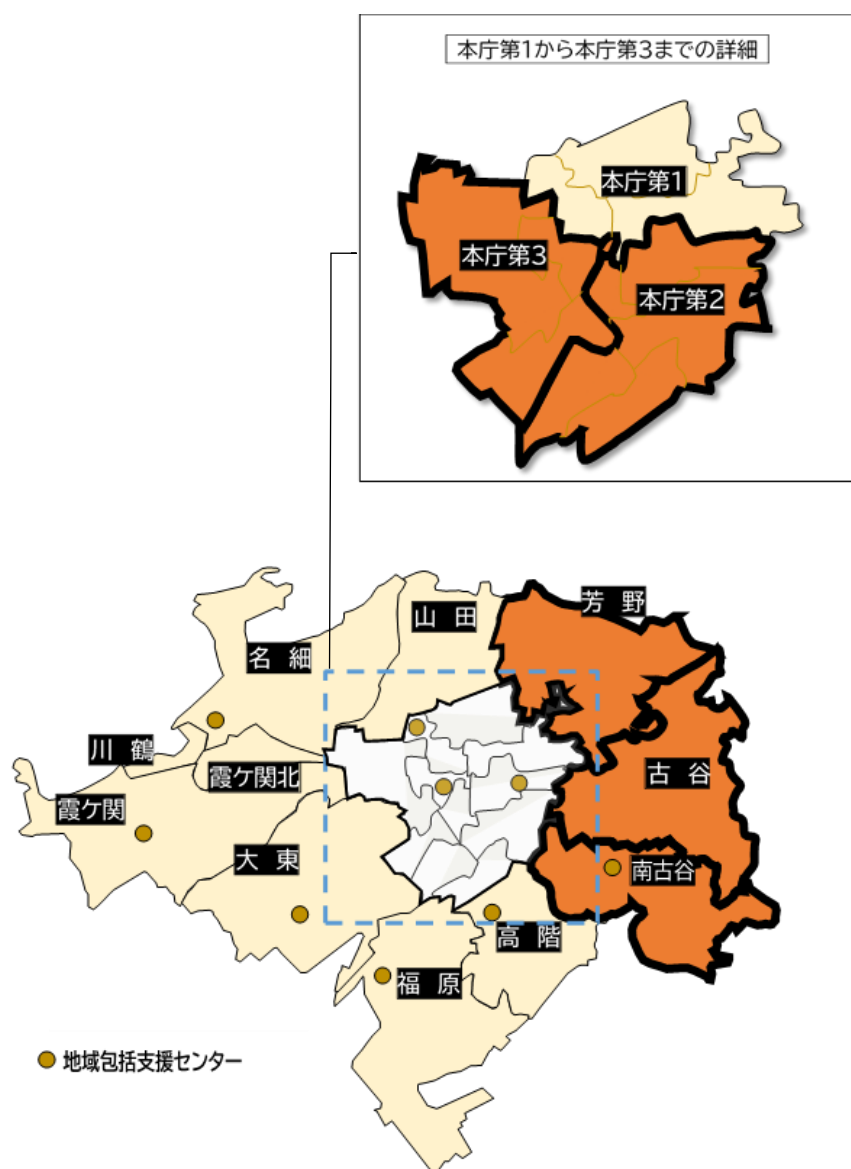
(3) 委託内容

別紙「川越市通所型サービス・活動 C 事業業務委託仕様書」のとおり。

(4) 公募する事業者の区域

日常生活圏域を基にした次の3区域（第2区域、第3区域、第4区域）について、区域内に現に所在している事業所にて実施すること。

なお、区域はあくまで事業所の所在地によるものであり、区域外の参加者を受け入れて事業を実施することも可能とする。



	区域	区域内地域包括 支援センター	区域内 日常生活圏域	区域内 高齢者人口
1	第2区域	中央ひがし	本庁第2（第11支会以外）	8,376人
2	第3区域	中央にし	本庁第3	9,796人
3	第4区域	ひがし	芳野、古谷、南古谷	10,927人

*「区域内高齢者人口」は、令和6年4月1日現在の状況です。

(5) 公募単位

本委託業務は、上記の区域ごとに公募を行う。

3. 契約上限額

契約上限額は、以下のとおりです（1事業所あたり）。

川越市通所型サービス・活動C事業費	3,750,000円
事業開始前支度準備費	250,000円
上限金額合計	4,000,000円

*上記金額については、現段階での限度額であり、変更のある場合には、契約締結時に別途定めます。

*「川越市通所型サービス・活動C事業費」の内訳は、人件費並びに備品費、消耗品費、保険料、通信費、会場使用料、光熱水費及び送迎費等事業実施に必要な経費とします。

*「事業開始前支度準備費」は、本事業開始までに準備しておく必要がある物品等を準備するための経費とします。なお、「川越市通所型サービス・活動C事業費」の不足金額分に充当することは原則認めません。

4. 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者となります。

- (1) 介護保険法に規定する事業所に係る指定（許可）を川越市より受けていること、もしくは、埼玉県が整備している地域リハビリテーション支

援体制の協力医療機関とされていること。

- (2) 川越市内に本事業を実施可能な事業所または事務所を有すること。
- (3) 川越市が定める仕様書を遵守できること。
- (4) 特段の理由を除いて、令和7年度から令和8年度まで継続して同様に事業を実施できる見込みがあること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）第3条の1～4に該当しない者であること。
- (7) 川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。
- (8) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置等を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、手続開始決定を受けている者を除く）。
- (10) 国税又は地方税等を滞納していないこと。

5.選考スケジュール

公募の開始	令和7年4月16日（水）
参加申込みの受付	令和7年4月16日（水）午前9時から 令和7年4月30日（水）午後5時まで
質問の受付	令和7年4月16日（水）午前9時から 令和7年4月23日（水）午後5時まで
企画提案書等の提出	令和7年5月13日（火）午前9時から 令和7年5月23日（金）午後5時まで

プレゼンテーション	令和7年5月27日（火）
審査結果通知	令和7年6月上旬（予定）
契約締結	令和7年7月1日（予定）

6.参加申込み

「4.参加資格」を満たし、このプロポーザルへの参加を希望する場合は、受付期間内に持参又は郵送により、以下の書類（各1部）を「13.連絡・提出先」へ提出してください。なお、郵送の場合は、提出期限内必着とします。

(1) 受付期間

「5.選考スケジュール」のとおりです。

(2) 提出書類

様式名	内容
様式1	公募型プロポーザル参加申込書
様式2	応募区域
様式3	誓約書

*上記様式及び「辞退届（様式4）」は、市ホームページからダウンロードできます。

(3) その他

- ・受付期間内に上記書類の提出がない場合は、このプロポーザルへの参加は認めません。
- ・参加申込み後に辞退する場合は、「辞退届（様式4）」を提出してください。
- ・提出書類を基に参加資格の確認を行い、その結果を令和7年5月上旬までに、電子メールにて通知します。その際に、参加申込者を区別する団体記号をお伝えします。

7.質問

(1) 受付期間

「5.選考スケジュール」のとおりです。

(2) 質問方法

「質問票（様式 5）」に必要事項を記載し、電子メールにて「13.連絡・提出先」へ提出してください。

* 質問票（様式 5）は、市ホームページからダウンロードできます。

* 電子メール以外での質問は受け付けません。また、電子メールの表題は『通所型サービス・活動 C 事業プロポーザル質問（事業者名）』としてください。

(3) 回答

質問事項とその回答について、令和 7 年 4 月 25 日（金）までにホームページ上で公開いたします。また、質問者及び全ての参加申込者に電子メールにて回答を公開したことを通知します。

8.企画提案書の提出

このプロポーザルへの参加が認められた場合は、「川越市通所型サービス・活動 C 事業業務委託企画提案書作成要領」に基づいて、以下の書類を作成し、提出期間内に持参又は郵送により、「13.連絡・提出先」へ提出してください。なお、郵送の場合は、提出期限内必着とします。

(1) 提出期間

「5.選考スケジュール」のとおりです。

(2) 提出書類

様式名	内容
様式 6	企画提案書（鑑文）
様式 7	企画提案書に係る誓約書
様式 8	1. 法人概要・実績
様式 9	2. 実施体制

様式 1 0	3. 事業計画
様式 1 1	4. 安全対策・危機管理
様式 1 2	5. 実施方法
様式 1 3	6. 見積書
自由書式	事業実施予定場所の図面

* 上記書類は、市ホームページからダウンロードできます。

9.選考方法

本市が設置する審査委員会が、下記「(1) 審査基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、選考します。

(1) 審査基準

評価は、参加者ごとに、以下の基準により行います。

評価項目	評価の観点
実績及び 実施体制	・同事業、類似事業、独自の取組の実績がある
	・必要な人員の配置ができ、研修体制が整っている
事業計画	・本市の事業方針に合致し、サービス・活動C事業としての支援ができる
	・定員人数で事業を円滑に運営できる計画が立てられている
安全対策・ 危機管理	・個人情報保護、事故防止、非常事態への対処等を講じている
	・レイアウト図に安全上の問題が見られない
実施プログラム 及び体力測定会	・複合プログラムが示されている
	・事業修了後の自立した生活を目指した支援ができ、支援方法も工夫できる
送迎	・応募区域内外において、なるべく広範囲に送迎ができる
参加者との かわり	・参加者へのアセスメントを重視した支援ができる
	・地域での社会参加等、事業終了後考えた支援ができる

連携体制	・ 担当者会議の出席等、関係機関との連携が取れ、連携の重要性を理解している
その他	・ その他、事業実施に関して効果的かつ具体的な提案や企画がある
プレゼン	・ プレゼンテーションの内容及び説明が明瞭である
見積金額	・ 見積金額が安価かつ積算根拠が明確である

(2) プレゼンテーション

以下のとおり、企画提案書の内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

① 日時

日程については、「5.選考スケジュール」のとおりです。

その他、会場及び参加者ごとのプレゼンテーションの開始時間等の詳細については、別途電子メールにて通知します。

* 日程が変更になる場合にも、別途電子メールにて通知します。

② 流れ

- ・ 提出された企画提案書に基づき、20分以内でプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・ プレゼンテーションの後、質疑応答（10～20分程度）を行います。

③ その他

- ・ プレゼンテーションの出席者は1者ごとに3名以内とし、業務実施担当者もしくは管理者となる者は必ず出席してください。
- ・ パソコン、プロジェクター等の持込み及び追加資料等の配布は禁止します。
- ・ 参加者が1者の場合も実施します。

(3) 契約予定事業者の決定

プレゼンテーション実施後、審査委員会による審査を行い、プレゼンテーションに参加した全ての参加者の順位を決定します。

順位の決定は、「評価基準表」に基づき行います。

その結果、それぞれの区域で最も優れていた参加者を契約予定事業者とします。

また、それぞれに区域で2番目に優れていた参加者を次点の契約予定事業者とします。

得点に同数があった場合には、審査委員会が決定します。

なお、評価にあたり、審査委員会において最低基準を設けます。すべての参加事業者が最低基準を満たさなかった場合には、本公募での該当地区における契約予定事業者はなしとします。

(4) 審査結果の通知

プレゼンテーションに参加した全ての参加者に、令和7年6月上旬（予定）までに、電子メールにて通知します。

(5) その他

① 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 参加申込み及び企画提案に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法等が本実施要領に適合しない場合

イ 「4.参加資格基準」の要件を満たさなくなった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 見積額が契約上限額を越えている場合

オ プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合

カ 選考の公平性を害する行為があったと認めた場合

キ 上記ア～カに定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく

信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

② その他

審査及び選考は非公開とし、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

10.結果の公表

選考結果については、本市ホームページで公表します。

11.契約の締結

契約予定事業者に選定された者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。なお、契約においては、川越市契約規則（昭和49年規則第21号）に基づき執行するものとします。

契約予定事業者が、何らかの理由により契約に合意・締結しなかった場合は、次点の契約予定事業者を新たな契約予定事業者として協議を行います。

12.その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された全ての書類は、提出後の修正又は変更を一切認めません。
- (3) 提出された全ての書類は、一切返却しません。
- (4) 提出書類の著作権は、作成した参加者に帰属します。ただし、契約予定事業者の選考を行う作業に必要な範囲において、複製を作成いたします。また、本市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (5) 契約予定事業者は、企画提案時の提出書類に記載する内容を基に本市と協議の上、業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。

- (6) 企画提案書の「2. 実施体制(様式9)」に記載する配置予定者が、やむを得ない事情により交代する場合は、本市と協議し、事前に承認を得てください。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき関係書類の公開について判断します。
- (8) 今回の募集については、契約日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することもあります。その場合、本市は提案に要した経費についての保証等は一切行いません。

13.連絡・提出先

川越市 福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括担当

所在地：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話：049-224-6087（直通）

Eメール：hokatsucare★city.kawagoe.lg.jp

※送信の際は、★を@に変換してください。

14.事業担当部署

川越市 福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括担当（担当：石川・三ツ目）